

事務所通信

2008年6月号

No. 36



(勾玉の池)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

所長コメント

となりの国では

韓国ではアメリカ産牛肉の輸入解禁に対し、大規模な反対のデモがされたとテレビで報道されています。李明博（イ・ミョンバク）政権もこれを憂慮して輸入の延期をしました。

5月の連休にソウルへ行ってきたのですが、そのときも静かにデモ活動が行われていました。ちょっと綺麗な通訳兼ガイドの方が言っていました。あれはインターネットが原因で反対運動が起きたということです。狂牛病が韓国人にはかかりやすいという発言がだんだん広がって、反対の集会をしようということになり、それを利用して現政権にとっての野党の人たちがそれを利用するようになりデモ運動が盛んになったと言う事です。

ITでは日本の一歩先を行っている韓国ですがそれを使った情報に振り回されている弊害もあるようです。女性の社会進出も進み、結婚しない女性も多く韓国人と国際結婚するベトナム人女性も多いとのことです。昨日のテレビでは韓国の離婚率は日本を抜いたそうです。

日本の米国産輸入牛肉の解禁は昨年でしたが、スーパーではもうどこどこ産の牛肉かは気にならなくなったのは私だけ？吉野家の牛丼が一日中食べられるようになったので良かったと思っているのは私だけ？

韓国に吉野家があったらデモが起きなかったかもしれませんね～。



道路交通法一部改正

平成19年6月20日道路交通法の一部を改正する法律が公布され平成20年6月より施行されます。改正の概要は、次のとおりです。

◎ 運転者以外の者に対するシートベルト着用に関する規定の整備

(平成20年6月1日施行)

- 自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。

◎ 普通自転車の歩道通行に関する規定の整備 (平成20年6月1日施行)

- 普通自転車は、その運転者が児童又は幼児であるとき、車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき等には、歩道を通行することができます。

ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでないこととします。

- 歩行者は、歩道上に普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなりません。

◎ 乗車用ヘルメットに関する規定の整備 (平成20年6月1日施行)

- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

◎ 地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備 (平成20年6月1日施行)

- 地域交通安全活動推進委員の活動に、自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとします。

◎ 75歳以上の者及び聴覚障害者等の保護に関する規定の整備

(平成20年6月1日施行)

- 75歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合においては、内閣府令で定める標識を表示しなければなりません。(罰則 2万円以下の罰金又は科料)

また、その標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等を禁止することとします。

(罰則 5万円以下の罰金)



< 原 >

福利厚生の税務

新緑の美しい季節となりました。

今回は、社内レクリエーションや職員旅行、社内行事等が福利厚生費（必要経費）とされるための要件を見ていきます。



■ レクリエーション

○ 社会通念上一般に行われていると認められるレクリエーションで通常要する費用

例えば、料亭で豪華な遊興をする場合の費用とか、海外での忘年会、風俗店での忘年会、二次会、三次会などの費用については、福利厚生費として認められないケースもあります。

■ 社員旅行

○ 旅行期間が4泊5日以内であること

海外旅行の場合は、海外での滞在日数が4泊以内であることとされています。

なお、機内での泊まりは1泊にカウントする必要はありません。

○ 従業員全員を対象とし、参加割合が50%以上であること

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場毎の人数の半分以上が参加することが必要です。

○ 社会通念上妥当な金額であること

具体的な額は明示されていませんが、10万円前後は認められても20万円前後では高額費用として否認された審判例もあります。工場や支店毎に旅行先が違う場合もありますが、少々の会社負担の多寡は容認されます。

◎ 次のような場合は福利厚生費に該当しないため、適切に処理する必要があります。

【給与となるもの】

- ・ 役員だけのもの
- ・ 特定の社員のみを対象にしている場合
- ・ 自己都合の不参加者に金銭を支給した場合には参加者を含め全員が給与課税となります。

【交際費となるもの】

- ・ 特定の社員のみを対象とするもので給与以外のもの
- ・ 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行



■ 研修旅行

○ 研修旅行が会社の業務を行うために直接必要なものであること

直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されることとなります。

○ 研修が会議としての実体を整えていること

宴席を伴うものであっても、会場までの交通費や宿泊料も会議費として処理することとなります。ただし、スケジュールや講義内容、参加者に対するアンケートの回収などをして、会議としての実体を備えていたことを証明する資料を整備しておくことが大切です。

■ 永年勤続者への表彰記念品

○ 勤続10年以上の社員に対する表彰として、旅行、観劇等に招待し、または記念品を支給した場合、その額が社会通念上相当であること

同一の社員に対して2回以上表彰する場合は、おおむね5年以上の間隔を空けていれば、福利厚生費となります。

◎ 次のような場合は福利厚生費に該当しないため、適切に処理する必要があります。

【給与となるもの】

- ・ 金銭での支給（商品券を含みます）
- ・ ギフトカタログ等の中から記念品となる品物を自由に選択できるような場合、使用者から支給された金銭で購入したのと同様の扱いとなります。
- ・ 換金可能な旅行券を支給された者が、1年以内に旅行に行かなかった場合、その者から旅行券を回収しなかった場合。

■ ■ その他 ■ ■



■ 成績優秀者に対する海外旅行

○ 対象の社員が成績優秀者に限られており、たとえ抽選で招待されるような場合であっても、これによる経済的利益は勤務の対価としての性質があるため給与となります。

■ 発明報奨金などの支給

○ 作業工程等の合理化や、経費節減などに貢献する工夫・考案（特許や実用新案登録を受けるには到らないものに限る）をした人に対して支給する金品については、次のように取り扱います。

- ア. その工夫や考案等が、その人の通常の職務の範囲内の行為である場合 → 給与所得
- イ. 上記ア以外の場合 → 一時所得
- ウ. その工夫等の実施後の状況により継続的に支給される場合 → 雑所得

< 広 川 >

労働者災害補償保険

毎年5月に申告・納付をされている労働保険。労働保険とは労働者災害補償保険と雇用保険で構成されている保険の総称です。皆様ご存じかと思いますが労働者災害補償保険の概要と給付の内容をご紹介します。

● 労災保険とは

業務上・通勤途上による労働者の負傷・疾病・障害・死亡に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて労働者の福祉に必要な福祉事業を行うことを目的とします。そのため、労災保険は例外となる一部の任意適用事業を除き、労働者を使用するほとんどすべての事業に強制的に適用される保険制度です。

● 労災保険給付の内容

保険給付の種類		支給事由
療養(補償)給付	療養の給付	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定医療機関等で療養する場合
	療養の費用の支給	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定医療機関以外の医療機関等で療養する場合
休業(補償)給付		業務災害又は通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合
障害(補償)給付	障害(補償)年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	障害(補償)一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
遺族(補償)給付	遺族(補償)年金	業務災害又は通勤災害により死亡した場合(法律上死亡とみなされる場合、死亡と推定される場合を含む)
	遺族(補償)一時金	1 遺族(補償)年金を受け取る遺族がいない場合 2 遺族(補償)年金の受給者が失権し、他に遺族(補償)年金を受けることができる遺族がない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料(葬祭給付)		業務災害又は通勤災害により死亡した者の葬祭を行う場合
傷病(補償)年金		業務災害又は通勤災害による傷病が、1年6ヶ月を経過した日、又は同日以後において治っておらず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合
介護(補償)給付		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金の受給者で、介護を要する場合
二次健康診断等給付		事業主の行う健康診断のうち直近のもの(一次健康診断及び特定保健指導の給付一次健康診断)において、次のいずれにも該当する場合。 1 検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、BMI(肥満度)の測定一次健康診断等給付の全ての検査において異常の所見があると診断されていること 2 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していることと認められること

● 労災かくしは『犯罪』です！！

労災事故は企業の安全管理の責任を問われる事故です。労災事故が起きた場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」の提出することを義務づけられています。業務災害かどうかわからない場合は最寄りの労働基準監督署へご相談されることをお勧めします。

詳しくは厚生労働省ホームページにてお調べください。

アドレス <http://www-bm.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousai/index.html>

< 倉 又 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
6月23日(月) 午後6時30分～	テレモ経営研究会 『経営計画書作成セミナー』 (第1部 理屈編)	加藤森苑里士事務所	加藤輝守	2,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

オリンピックの新種目として採用されるには、オリンピック憲章の採用基準で、競技は男子が75カ国以上・4大陸以上、女子は40カ国・3大陸以上でおこなわれていること。種目は男子が50カ国・3大陸、女子は35カ国・3大陸、という基準をクリアした後、開催の7年前までに最終決定される。

教育マガジン「カレダ」おもしろ雑学集より (担当: 小森)





休日カレンダー



6月(水無月) June

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 倉又・堀田
8	9	10	11	12	13	14 伊藤・田中
15	16	17	18	19	20	21 池原・原
22	23 テルモ経営研究会	24	25	26	27	28
29	30					

- ・網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・名前の記入されている土曜日は、その者のみ出勤しております。



6月の税務

- 6月2日 平成20年3月決算法人の法人税等・消費税確定申告、納付
本年9月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
- 6月10日 平成20年5月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 6月16日 所得税予定納税額の通知
- 6月30日 平成20年4月決算法人の法人税等・消費税確定申告、納付
本年10月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付

あとがき

現在、事務所の朝礼で「仕事のできる人の心得」という本を全員で読んでいます。内容は、本の名前の通り仕事のできる人の心得が、五十音順に箇条書きされており1277文が掲載されています。今まで何回かこの本を読んだことがあるのですが、読み終わると忘れてしまい、今回読んでいても反省する事が多いことに気が付きました。全てを覚えてはいただけないと思いますが、これだと思う事項を少しでも多く仕事に活かしていけたらなあと考えています。

池 原